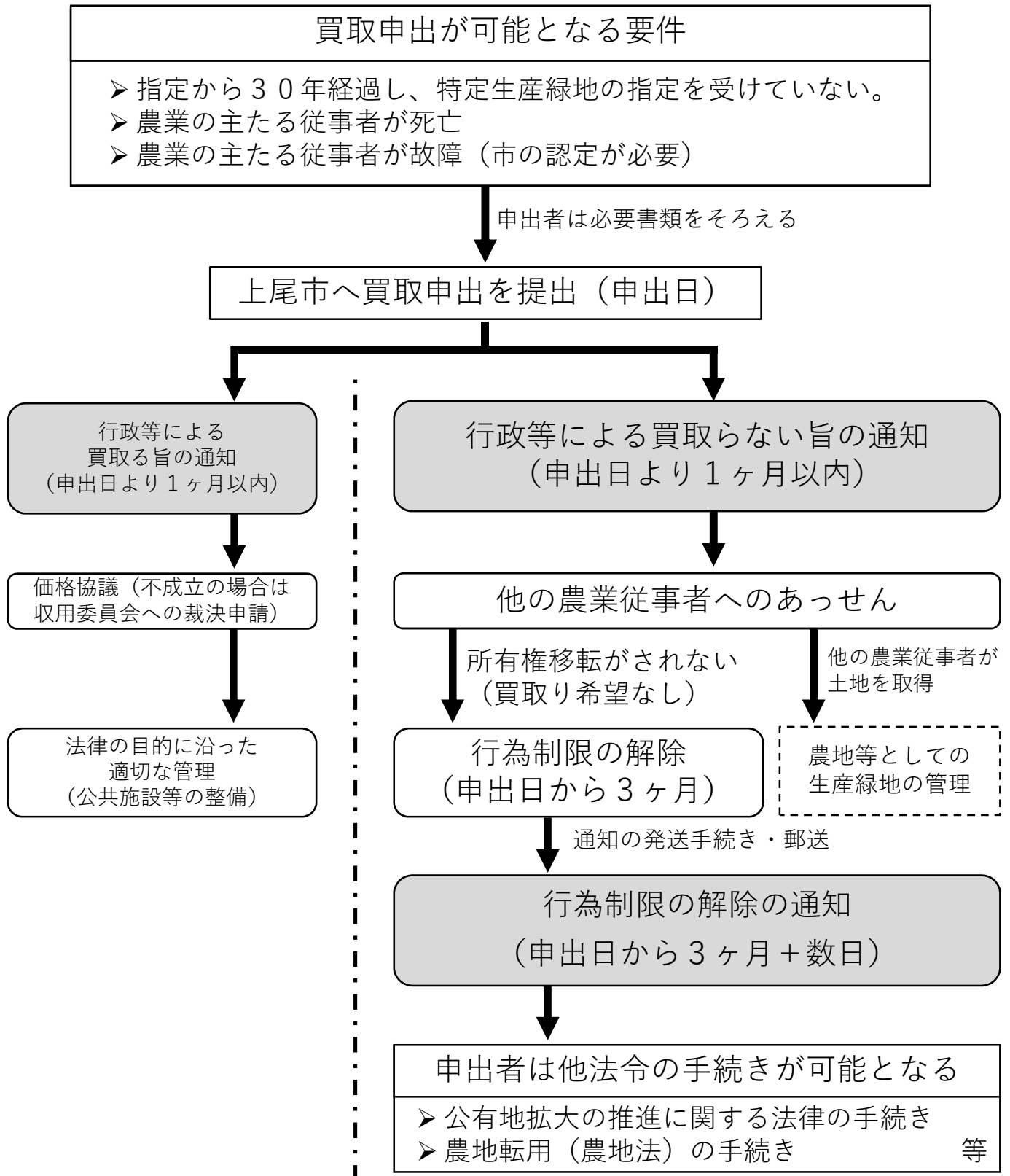


生産緑地地区の買取申出に関する流れ



※生産緑地地区の法的な解除は、上尾市都市計画審議会への諮問（年1回実施）後の都市計画変更に関する告示日となります。
土地利用の変更等の手続きは、行為制限の解除後に行えますが、上尾市による標識の撤去は、法的な解除後となります。

※行為制限の解除までは、生産緑地として農地等の管理をする必要があります。